

令和6年度 山口県公共工事労働安全講習会 資料 |

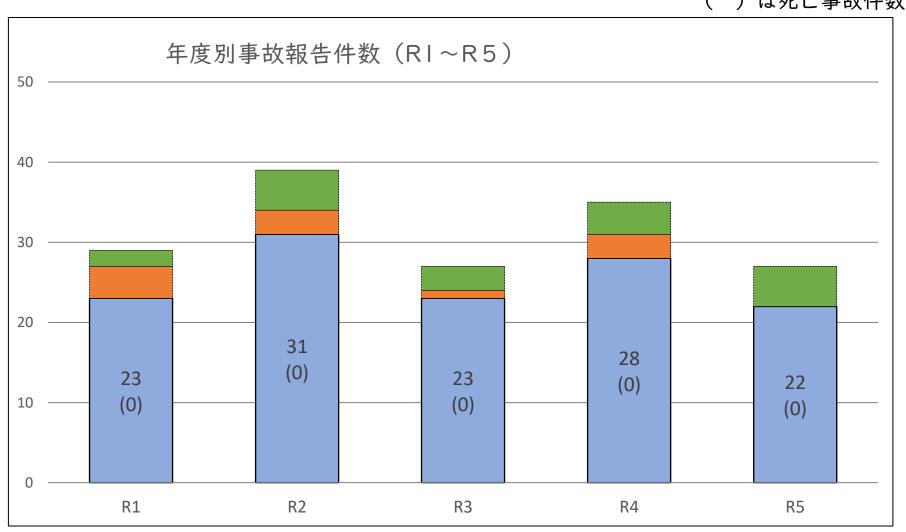
山口県発注工事における労働災害 発生状況について

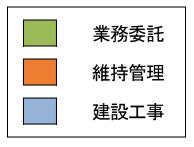
令和7年1月28日 山口県土木建築部 技術管理課技術指導班 藤田



(1)年度別事故報告件数

()は死亡事故件数で内数



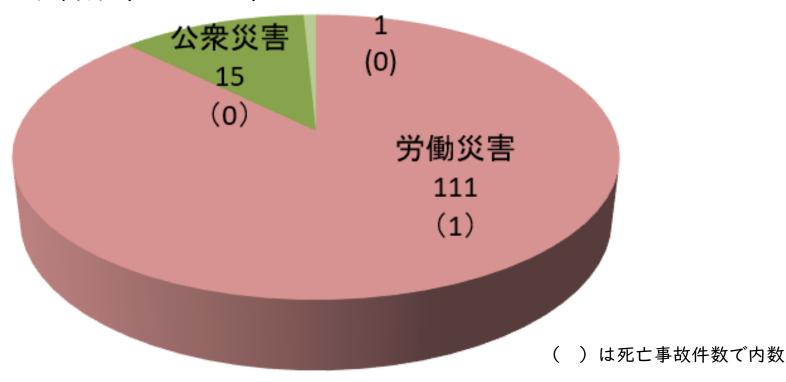


▶ 令和に入ってからここ5年は死亡事故はありません。(直近はH30年)



(2)建設工事事故の種別発生件数

事故の種別件数(RI~R5) その他



- ▶ 事故報告は、工事関係者が被災する労働災害が最も多い。
- 公衆災害で、工事作業に起因した第三者の被災報告もある。
- ▶ 死亡事故の大半は、 労働災害で発生。 (RI~発生無し)

※労働災害 工事作業が起因し、工事関係者が死傷

※公衆災害 工事作業が起因し、第三者が死傷又は物損が生じた

※貰い事故 第三者の行為が起因し、工事関係者が死傷又は物損が生じた

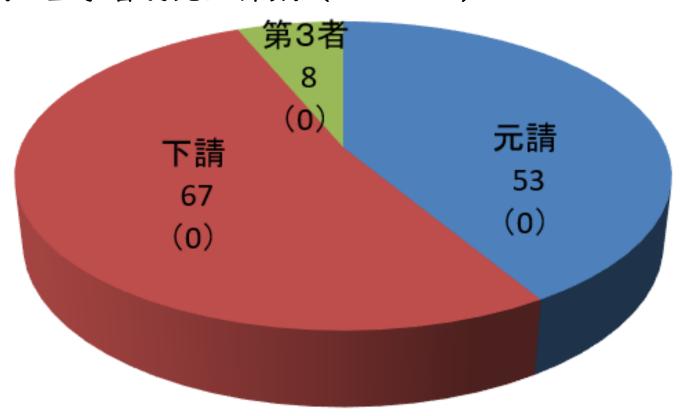
※その他 上記のいずれにも該当しないもの

(工事現場で発生した事故で工事に起因しないもの、通勤中の交通事故等)



(3)事故の当事者別発生件数

事故の当事者別発生件数(RI~R5)



▶下請業者の作業員が被災 する事故が全体の半分以 上を占めている。

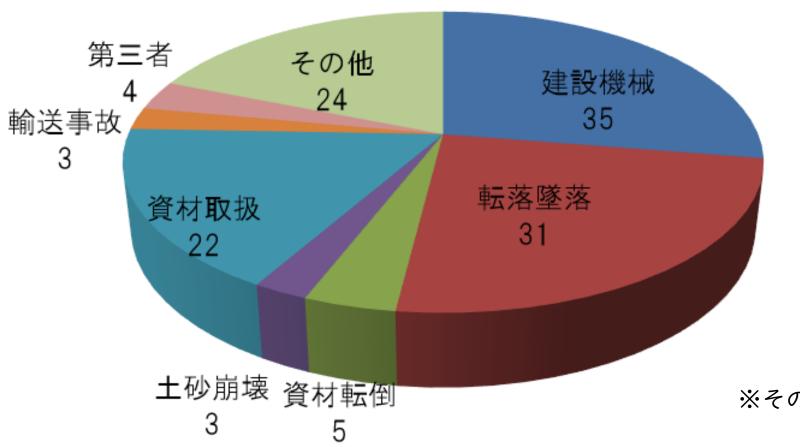
()は死亡事故件数で内数

※ 元請と下請の両方の作業員が負傷した案件があるため、事故件数と件数が不整合



(4)事故の形態別件数

事故の形態別件数(RI~R5)



- ▶建設機械・転落墜落・資材取 扱の事故で全体の約7割を占 める。
- ▶工事施工中の一時交通解放時 に、第三者が段差などで被災 する報告が多い。

※その他は草刈や伐木作業など



(5)令和5年度の事故発生状況

- 建設工事で22件発生し、前年度から6件減少
- ※土木建築部 | 6件(対前年度 -6件)、農林水産部 5 件、企業局 | 件
- その他下囲みのような事故が発生。
- 維持管理や委託業務の測量作業中などの事故も5件発生(対前年度 -2件)

【令和5年度発生事故の概要】

- a. クレーンにより大型土のうを吊り上げ作業実施中、大型土のうの吊り紐が切れて落下し、電柱支線に接触し、その反動で、一般宅の引き込み線を破損。
- b. 作業中のバックホウの背後に作業員が無断で侵入し転倒したが、バックホウ操作員の死角となり、転倒した作業員に気づかず、バックホウが後退し、キャタピラと地面に足が挟まり骨折。
- c. ベンチフリュームをエンジンカッターで切断している際、反動で跳ね返ったエンジンカッターの研削刃により下唇付近を負傷。
- d. 足場解体作業中に、足場をクレーンで地上に吊り下ろし、その後クレーンのワイヤーの巻上 げ時に、ワイヤーが下した足場に接触し倒れた。取り外し作業をおこなっていた作業員2名が 足及び頭部を負傷。
- e. バックホウで移動中に、岩塊に乗り上げ、バランスを崩してバックホウが転倒し、操作員が 首・腰を打撲。 等



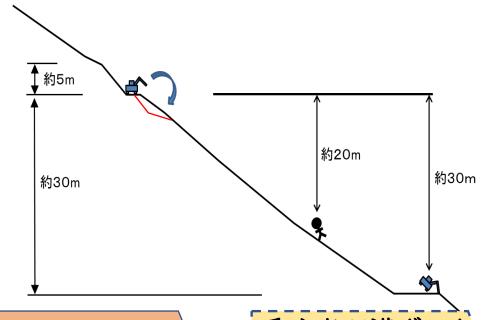
(6)近年発生した重症・死亡事故事例①

- ①バックホウが掘削作業中、工事用道路が崩壊
- ②バックホウが転落し、運転者は転落中に投げ出される

【負傷の程度】

バックホウ運転手が死亡





労働安全衛生規則第157条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の 転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設 機械を誘導させなければならない。
- 3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

労働安全衛生規則第157条の2

事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

- 誘導員の配置
- シートベルトの 着用

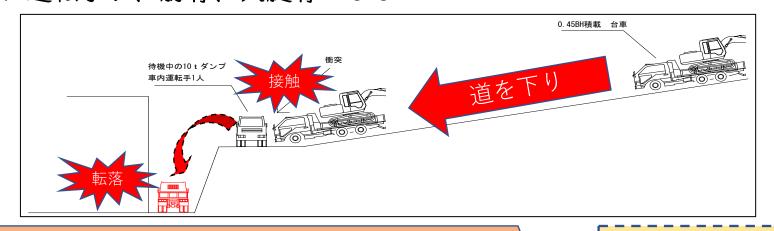


(6)近年発生した重症・死亡事故事例②

- ①急勾配の工事用道路でバックホウを台車に積込み
- ②バックホウを積んだ台車が急勾配の工事用道路を下る
- ③停車していたダンプトラックに衝突し、共に小学校グラウンドに転落

【負傷の程度】

ダンプトラック運転手が、肋骨、大腿骨にひび



労働安全衛生法第29条第1項

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律 又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

労働安全衛生規則第151条の11

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転 者に次の措置を講じさせなければならない。

二 原動機を止め、かつ停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の 車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講じること。

- 機械の搬入・搬出時は、 堅固で平坦な地盤で作業
- 過積載となっていないか 確認



(6)近年発生した重症・死亡事故事例③

- ①資材を工事用仮設道の坂路でクレーンモードに切り替えずバックホウで吊上げ。
- ②旋回したところ転倒・転落。

【負傷の程度】

バックホウ運転手が、右上腕の開放骨折





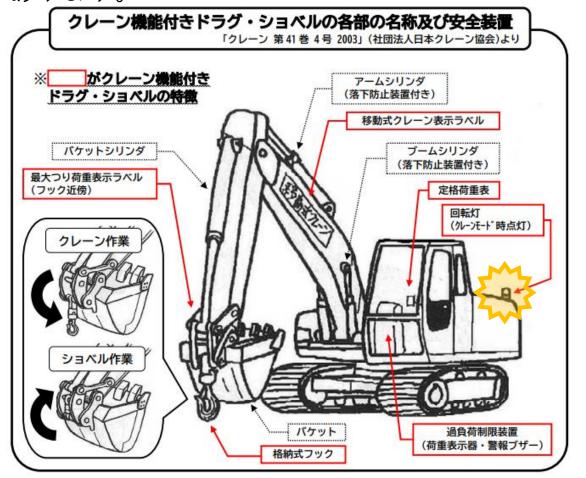
労働安全衛生規則第164条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

- クレーン作業は平坦地で行う
- 用途外使用を行わない(クレーンモードの切り替えを行ってクレーン作業を行う)



クレーン機能付きバックホウで、<u>荷の吊り作業を行う時</u>は必ず、クレーンモードスイッチをON(入り)にすること。

クレーンモードスイッチがOFF(切り)の状態で荷の吊り作業を行うと、クレーン機能が 作動しない為、安全装置が作動せず、機体の転倒やアームの損傷等により重大な人身事故を招く恐れが あります。



【クレーンモードでは】

荷重計等の安全装置が働き、バケットの開 閉ができなくなります。また、エンジンの回 転数が落ち、動作速度が遅くなり、回転灯が 点灯します。

吊り作業を行うときは、回転灯が点灯しているか、確認しましょう!

【クレーン作業に必要な資格】

移動式クレーンと同様、当該の吊り上げ荷 重に応じた運転の資格が必要です。また、玉 掛作業についても玉掛けの資格が必要です。



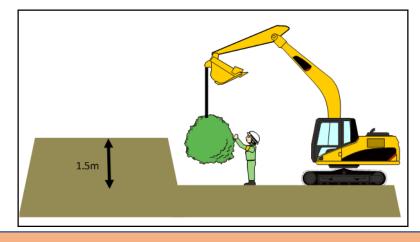
(6)近年発生した重症・死亡事故事例④

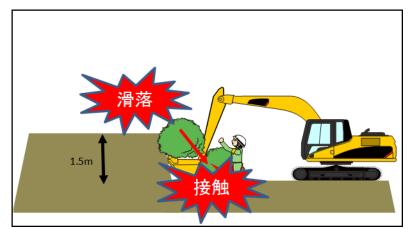
- ①伐採木を移動式クレーン(クレーン機能付バックホウ)を用い運搬
- ②伐採木をワイヤーから外す作業を実施
- ③作業員が離れる前に伐採木をバックホウにて土手に上げようとした際に、木が横滑りし、作業員の

足に接触

【負傷の程度】

作業員が右大腿骨骨折





労働安全衛生法第31条の3第1項

特定作業を行う場合、作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければ ならない。

労働安全衛生規則第662条の6

機体重量35以上の車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げ作業を行うときは、作業の内容や立入禁止区域について必要な連絡調整を行わなければならない。

クレーン等安全規則第66条の2第1項

移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、当該作業に係る場所の広さ、使用する移動式 クレーンの種類・能力等を考慮して、作業方法や労働者の配置等を定めなければならない /

受注者が講ずべ き対策

● 重機の作業範 囲内に作業員 がいないこと の確認



(6)近年発生した重症・死亡事故事例⑤

- ①伐採木をバックホウ(ホーク装着)を用い積込
- ②積込後、作業員が積荷を確認するために運転席上のキャビンに上がり目視
- ③作業員が離れる前に伐採木をバックホウにてつかんだ所、木が跳ねて、作業員のに接触し墜落した。

【負傷の程度】

骨盤骨折、肋骨ひび







労働安全衛生法第31条の3第1項

特定作業を行う場合、作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第662条の6

機体重量3¹ン以上の車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げ作業を行うときは、作業の内容や立入禁止区域について必要な連絡調整を行わなければならない。

クレーン等安全規則第66条の2第1項

移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、当該作業に係る場所の広さ、使用する移動式クレーンの種類・能力等を考慮して、作業方法や労働者の配置等を定めなければならない。

- 重機の作業範囲内に 作業員がいないこと の確認
- ◆ キャビンに上がらない

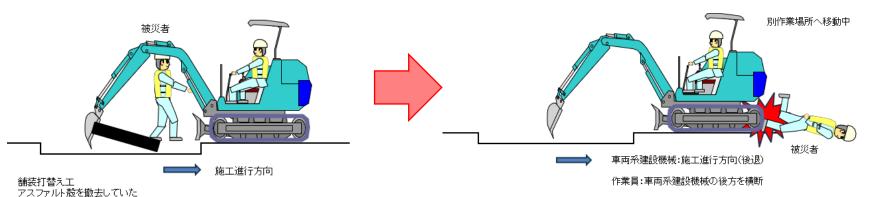


(7)近年発生した重症・死亡事故事例⑥

- ①バックホウでアスファルト殻を撤去
- ②バックホウを後退しようと後方を確認
- ③作業員は別の作業場へ移動するため、バックホウ後方を横断し、その際転倒
- ④バックホウ操作員の死角となり、転倒した作業員に気づかず、バックホウが後退し、キャタピラと

地面に足が挟まり骨折。

【負傷の程度】 骨折



労働安全衛生法第31条の3第1項

特定作業を行う場合、作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第158条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

労働安全衛生規則第159条

事業者は、車両系建設機械の運転について<u>誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行</u>なわせなければならない。

受注者が講ずべき対策

- 重機の作業範囲内に 作業員がいないこと の確認
- 作業員の立入禁止、 または誘導者の配置 など

3



万が一、現場で事故が発生した場合は速やかに報告を行うこと

山口県土木工事共通仕様書

Ⅰ-Ⅰ-3Ⅰ 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに

に、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。

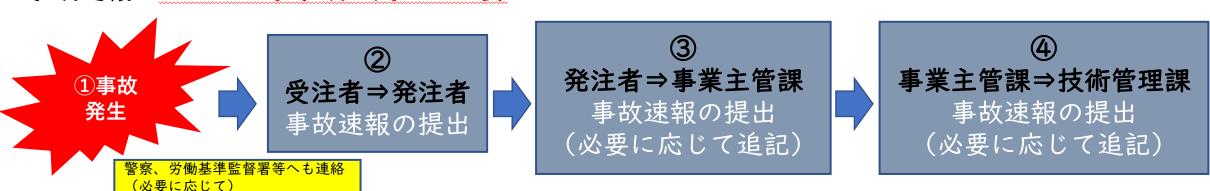


- ・受注者は、事故発生時は速やかに連絡(電話)を行う。 次に事故速報を作成し、メール等で報告する。(PI6参照)
- ・国への報告が必要と判断された場合、発注者が事故報告書の提出を受注者へ指示。 指示があった場合、受注者は事故報告書を作成し提出する。(PI 9 参照)
- ・是正措置が必要と判断される場合は受注者へその旨を伝え、再発防止に努めること。



(1) 事故速報

事故速報:全ての工事事故に関して必要



- ① 事故発生時は、<u>受注者はTEL等により、発注者へ速やかに連絡すること。</u>
- ② 受注者は、事故速報を発注者へメール等により提出すること。
- ③発注者は、事故速報に必要に応じ追記を行い、事業主管課へ提出すること。 位置図や概略図、現場写真等の状況がわかる資料も提出してください。
- ※受注者は、新たな情報があれば前回送付の事故速報に追加・修正し、随時続報を入れること。 続報があれば、発注者は事業主管課へ提出をすること。

《参照通知文書》

- ◎H180316平17監理第2118号建設工事事故報告について
 - ≫事故速報、事故報告に関する通知
- ◎H2406 I 5平24技術管理第206号、H2806 I 7平28技術管理第239号で報告様式を一部変更



(1)事故速報

技術基準等



【参考】土木工事共通仕様書様式

個別フ	アイル		一括版
■ 01工事打合せ簿(Excel: 33KB)	15修補完了報告書(Excel:11KB)		
■ 02工事履行報告書(Excel: 13KB)	16修補、改造完了届(Excel: 12KB)		
- □ 03段階確認書 (Excel: 19KB)	17創意工夫・社会性等に関する 実施状況(様式-1、2) (Excel: 22KB)		
■ 04工事材料使用願及び使用材料 一覧表(様式-1)(Word:37KB)	■ 18工程表 (Excel: 19KB)		
□ 05工事材料使用願及び使用材料□覧表(様式-1) (Excel: 30KB)	■ 19支給品受領書 (Excel: 13KB)		
■ 06工事材料使用承諾願(様式-2) (Word: 30KB)	■ 20支給品精算書 (Excel: 14KB)		
07工事材料使用承諾願(様式-2) (Excel: 23KB)	21貸与品(支給品) 亡失き損報告書(Excel:11KB)		
	22現場発生品調書 (Excel: 13KB)		
■ 09_施工体制台帳作成例(R3年4 月1日一部変更)(Word: 147KB)			
6 09_施工体制台帳作業員名簿作成例1(R3年4月1日一部変更、R2年10月1日施行)(Excel:68KB)	■ 23出来形検査申請書 (Excel: 12KB)	通仕様書	考】土木工事共 様式集(R5.1)
6 09_施工体制台帳作業員名簿作成例2(R3年4月1日追加)(Excel: 133KB)		(その他	;:606KB)
10_施工体系図作成例(R5年1月 4日一部変更) (Excel: 39KB)	2400工事の部分使用について (協議・承諾) (Excel: 13KB)		=-1-
🚠 11品質証明書(Excel:14KB)	25残土処理場に関する届 (Excel: 20KB)		事故 (EXCE
	📆 26事故速報(様式)(Excel: 32KB)	·	



(1) 事故速報

					事故速報					事業主管課の担当者を				
情	日 時				令和3年 7月 1日 11時頃 忘れず					忘れずに	:記入する 			
報入			発 注 者		事務所名 〇〇)土木	建築事	務所	氏名	00	<i>[</i>			
手	報告	1	業:	主管課	課 名 〇()課			氏名	00 9	0			
	I	. 1	F	名	令和3年度 主要	県道	〇〇線	単独道	路改良工	事 第13	ΙZ			
	エ	事	場	所	〇〇市大字〇〇							地内		
	受	注	金	額		00	,000	,000			円(税込	み)		
エ		会	社	名	株)〇〇建設									
事	受注	住	:	所	〒000−0000									
概	者				00市00町0	O番()号							
		軍	į	話	0000-00-0000 延長 一									
要	工	事	内に記	容!載)	延長 L=●●m 切土エ OO.OOOm³ コンクリートブロック積エ OOOm²									
	<u> </u>			₩o	 Δπο⁄π ε□ :		Δ ∓π Λ Ε	E 0 P 0						
	発	生生	8	期 時	令和3年 6月 · 令和3年 7月 ·		T) 1444	9時頃						
	発	生	場		7	ш		2 HT 192				地内		
	7.0	住		所	00 市大字00							2011		
事	_				00 00 00	歳)								
故	事故	雷		話	000-0000-0000	74×7								
o o	0			шн					受注	者との関	係(OでI	 囲む)		
概	当事者	所	属 :	会 社	(株)〇〇組					下請	下請	第三者		
要				程度 当状況	左腕の骨折									
	事	故(の壮	犬 況	ダンプトラックを ケットが左腕に当				作業を行	っていたノ	バックホウ	のバ		
				た措置 に記載)	現場代理人が	司乗し	、救急国	単で○○	病院に搬	送				
				· 警 察 状 況	9:30 ○○警察署	および	YOO?	労働基準	監督署に	通報				
事系	务 戼	f σ.) 5	対応	工務課長が現場	也に行	き、現場	易状況を	確認中					
※ この	様式及	び添	付資	料はA4	日 + 業者名」とする とする。 rかる概要図	5。(例	: 「2003	0131	建設.xls)				

情		=		1±	争	<u>故</u>	<u>速</u>	1 57	【第〇 16時頃	†K 4	_	入		は報数	C 40
報	-		発注者		1- 11-		1			E£.			00		
入	報告	者一			事務		+ -		學事務所		_		00		
手	事業主管課				課 名 〇〇課 氏名 〇〇 〇〇										
						令和3年度 主要県道○○線 単独道路改良工事 第1工区									
	Н	事	場	所	〇〇市大字〇〇 地内										
I	受	注	金	額				00.00	00,000)			円	(税込	み)
_	受	会	社	名	(株)〇(
事	注者	住 所		〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇番〇号											
概	12	電	:	話	0000-0	00-00	00								
要		事潔!			延長 L=●●m 切土エ OO,OOOm ³ コンクリートブロック積エ OOOm ²										
		I _	ļ	期	令和3:	年 6	月 11	日~令和]4年 2月2						
	発	生	日	時	令和3:	年 7	月 11	8	9時頃	į					
	発	生	場	所	OO市	大字	00								地内
事		住		所	OO市	大字	00								
	事	氏名	及び	年齢	00	00(支)							
故	故	電	:	話	000-00	00-0	000								
о 	の当事	所	属金	会 社	(株)〇(〇組		ロ及び変! いるように	更箇所が :記入	受注		者と		下請	囲む) 第三章
概要	者			程 度	左腕の	骨折	(全治	2か月)					(2	次以下)	
	事	故の	り状	: 況				秀導中、 とり、骨割	近隣で掘削行した。	作業を	行	ってい	たバッ	クホウ	のバ
				∈措置		代理ノ	人が同	乗し、救	急車で○○	病院(こ搬	送			
					11:00	00	労働基		〇労働基準 <i>署による現</i> 通道					断の	必要な
事務	务	i σ) Ż	寸 応	受注				現場状況を <i> に関する微</i>			再発	防止に	努める	よう指
%7 <i>7</i> -	イル名	は「事	故拏	生年日	日十業	者名	とする。	(例:「20	0030131	建設.	xls	1)			



(2)事故報告書

事故報告書:報告書の提出が必要と判断された場合、発注者から提出の指示があります。

受注者⇒発注者事故報告書の提出(受注者用)



発注者⇒技術管理課 事故報告書の提出 (受注者用・発注者用)



技術管理課

提出された事故報告書を インターネット経由で SASへ登録し、国へ報告

- ・事故報告書は原則「死亡または休業4日以上」の事故を対象とする。⇒状況によりこれ以外でも登録する必要があると判断する場合がある。
- ・受注者用の事故報告書の様式は4種類あるため、発注者へ確認すること。
 - ▶【受注者用】(一般事故用、墜落事故用、重機事故用、交通事故用)

参照通知文書

- ◎H180316平17監理2118号 建設工事事故報告について
 - ≫事故速報、事故報告書に関する通知
- ◎H280617平28技術管理第239号 事故報告書の様式変更について(通知)
 - ≫事故報告書の様式に関する通知



国土交通省 建設工事事故データベースの事故データ公開 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

3. 建設工事事故防止対策等

[H25.3.29] 平成25年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

- 人 1.通知文
- 2.平成25年度建設事故防止重点対策

安全啓発リーフレット

- 安全啓発リーフレット(平成30年度版)
- 安全啓発リーフレット(令和元年度版)
- 安全啓発リーフレット(令和2年度版)
- 安全啓発リーフレット(令和3年度版)
- 安全啓発リーフレット(令和4年度版)
- 安全啓発リーフレット(令和5年度版)
- ▶ 安全啓発リーフレット(令和6年度版)

熱中症対策リーフレット

📙 熱中症対策リーフレット(令和元年度版)

建設工事事故データベースシステム(SAS)のデータ公開

- ▶ 概要・利用規約について
- 事故データ(令和元年~4年度)
- 事故データ(令和5年度、平成27~30年度)

ここに事故データが収集されています。



技術基準等

技能労働者への適切な 賃金水準の確保

共通仕様書 施工管理基準 コンクリート構造物 の品質確保

適正な下請契約 施工体制の確保

共通仕様書様式集



安全対策関係

積算基準等

コンクリート舗装

監督・検査・評定関係

CALS/EC

建設DX

年間使用材料一覧表 (一括承諾)

単品スライド



業務委託

インフレスライド

週休2日 余裕期間制度

優良建設工事・コンサ ルタント等業務

その他技術基準 マニュアル等

- 平成27年に、受注者・発注者双方で建設現場における事故防止・安全 対策に努めていただくよう、土木建築部における過去の事故報告から 事例を取りまとめたもの。
- 各事故に関連すると思われる、安全衛生規則等を抜粋し記載している。

その他の技術基準・マニュアル等

おしらせ

山口県十木建築部が発注する工事・業務で使用する技術基準・マニュアル等を公表しています。

技術管理課関係

- 工事及び設計等業務における情報共有システム実施要領(R6.10) (PDF:7KB) New!
- 品 オンライン電子納品実施要領(令和6年10月) (PDF:5KB) New!
- このでは、 こので
- 品 土木系工事における快適トイレ実施要領 (PDF:553KB)
- 農 土木工事における適正な工期設定の考え方【令和6年10月改訂版】 (PDF: 1.19MB) New!
- 計画
 土木工事における適正な工期設定の考え方【令和5年10月改訂版】 (PDF: 1.73MB)
- ** オンライン電子納品試行要領(令和5年7月) (PDF:272KB)
- ╬ 遠隔臨場実施要領(令和6年4月) (PDF:153KB)
- 🐂 事故報告事例集 (PDF: 9.75MB)



• ご清聴ありがとうございました。

